

## 新しい業務報酬基準を活用した業務報酬の算定事例についての補足説明

「新しい業務報酬基準 講習会テキスト」に掲載の「Ⅲ-7 略算方法の活用に向けて」の章で、特に言及していなかった「人件費単価」について、「誤解」、「誤認に基づく解説」等がインターネットの投稿等に散見されますので、告示第15号の正しい理解による活用をしていただくために、①「略算方法による業務量の算定イメージ」及び②「実費加算方法による業務量の算定」の補足説明（留意点）をします。

### ① 「略算方法による業務量の算定イメージ」

**略算方法による算定**における、「略算表」の「標準業務量（人・時間）」は「一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者（以下「技術者E」という。）」が「標準業務（設計又は工事監理等）」を「すべて一人」で行うと仮定した場合（ランクの異なる技術者が業務を行う場合には、技術者ランクの換算率等を用いて換算した数値を用います。）に必要な業務量（人・時間）の標準を示したものです。（告示別添三の6） したがって、直接人件費を算定する際の「人件費の単価」は、国土交通省が毎年度公示している業務経験年数等による技術者のモデル区分による技術者Eの単価であり、この単価を準用するか、Eランクに相当する技術者の人件費を各々の建築士事務所が適切に、かつ、任意に設定する単価によることとなります。

### 例2 本社ビルの場合……講習会テキストの事例を引用

#### ◇建築物の概要

敷地	整形・平坦な敷地
用途	本社ビル
延べ面積	10,000 m <sup>2</sup>
構造種別	RC造
階数	地上7階 地下1階
構造	平面及び立面が不整形
設備	中央管理方式の空調設備等

この資料は新・建築士制度普及協会のHPで公開されたもの。この法人は平成28年度末をもって解散した。このPDFデータは、建築情報倶楽部がHPからダウンロードして保管していたものである。

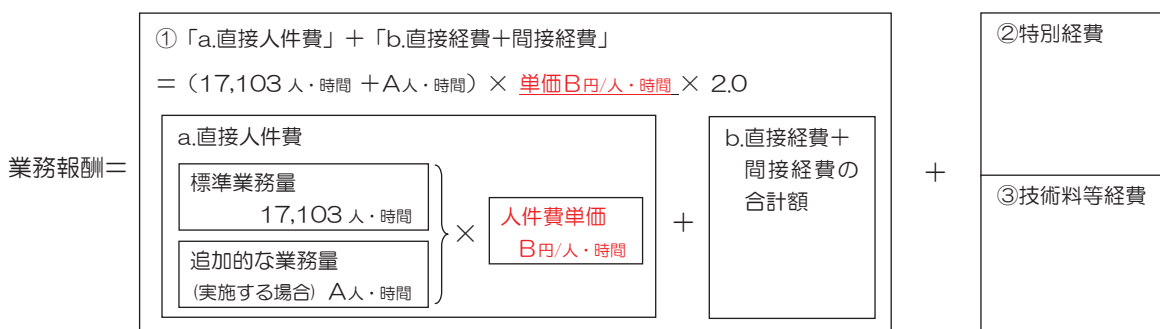
#### ◇標準業務量（人・時間）の算定

	設計	工事監理等
総合	7,400	2,100
構造	2,000×1.3=2,600	370×1.3=481
設備	2,400×1.4=3,360	830×1.4=1,162
小計	13,360	3,743
合計	17,103	

<略算表(別表第4の2(業務施設 第2類))>より

※この数値は技術者E（総合、構造、設備）がすべて1人で行うのに必要な業務量（人・時間）です。

#### ◇業務報酬の算定



この例では、参考として「平成23年度設計業務委託等技術者単価」の職種別基準日額に基づき算定すると、上表①算定式における**人件費単価Bは技術者Eの単価** 26,200 円/人・日 ÷ 8 時間 = **3,275 円/人・時間**となります。

例5 戸建住宅の場合・・・講習会テキストの事例を引用

◇建築物の概要

敷地	整形・平坦な敷地
用途	戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）
延べ面積	150 m <sup>2</sup>
構造種別	木造
階数	地上2階
構造	一般的な水準
設備	一般的な水準

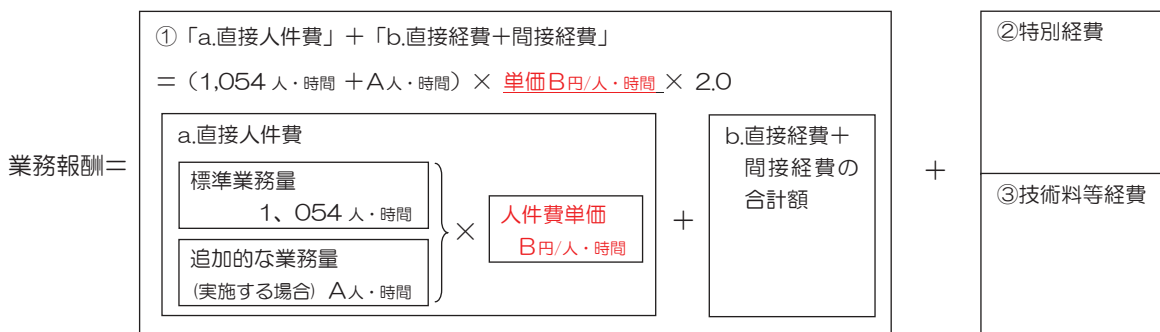
◇標準業務量（人・時間）の算定

	設計	工事監理等
総合	490	240
構造	97	48
設備	130	49
小計	717	337
合計	1,054	

＜略算表（別表第14（戸建住宅（詳細設計を必要とするもの））＞

床面積の合計		100 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
(一)設計	総合	350	490	610	850
	構造	81	97	110	130
	設備	110	130	140	150
(二)工事監理等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

◇業務報酬の算定



この例では、某アトリエ事務所の直接人件費の算出における**単価B**について説明します。某アトリエの独自の「人件費単価」を**一級建築士取得18年以上（技術者A）相当分の単価（51,500 円/人・日）**と仮定しますと、技術者Aは「技術者区分モデル」の業務能力の換算率が**1.98**（技術者Eの業務効率の1.98倍）であるので、**某アトリエの人件費単価**を換算率1.98で除した**数値（下表）**が上表①の算定式の人件費単価Bとなります。

(某アトリエの人件費単価)	(換算率)	(1日当たり就労時間)	(技術者Eの人件費単価)
人件費単価B = 51,500 円/人・日	÷ 1.98	÷ 8 時間	≒ 26,000 円/人・日 ÷ 8 ≒ <b>3,250 円/人・時間</b>

【留意点】 直接人件費の考え方は、業務内容が同じ場合に技術者の業務能力に関係なく一定金額ということ为原则としています。したがって、略算方法で算出する場合は技術者Eがすべて一人で業務を行うのに要する業務人・時間数を標準として技術者Eの人件費単価を乗じることにより算出します。つまり告示の業務量を実際に業務を行った人数倍したり、他の技術者区分のモデル技術者の単価を用いることは出来ません。

※換算率とは、国土交通省の「設計業務委託等技術者年度別単価」（別紙1）の技術者の職種別基準日額に基づき、技術者Eを1としたときの換算係数のこと。

②「実費加算方法による業務量の算定」

実費加算方法による直接人件費の考え方は、当該業務を遂行するために必要な建築士事務所の担当技術者の人件費の合計であり、各々の技術者の業務量に各々の人件費単価を乗じた額の総和として算定するものです。つまり、建築士事務所の実績に基づく積み上げ方法と言い換えることができます。

例1 分譲共同住宅の場合<設計業務のみ>

◇建築物の概要

敷地	整形・平坦な敷地
用途	分譲共同住宅
延べ面積	5,000 m <sup>2</sup>
構造種別	RC造
階数	地上7階
構造	ピロティを有し、かつ液状化対策が必要な地盤
設備	一般的な水準

◇業務量（人・時間）及び直接人件費の算定

<表-1>

	担当技術者 <区分モデル>	人件費単価 (A) <円/時間>	業務量 (I) <人・時間>	人件費 (I)×(A) <円>
総合	技術者A	a	350	350 × a
	技術者C	c	1,350	1,350 × c
	技術者E	e	3,000	3,000 × e
	小計(1)		4,700	350a+1,350c+3,000e
構造	技術者B	b	200	200 × b
	技術者E	e	1,200	1,200 × e
	技術者F	f	1,000	1,000 × f
	小計(2)		2,400	200b+1,200e+1,000f
設備	技術者A	a	50	50 × a
	技術者B	b	200	200 × b
	技術者E	e	900	900 × e
	小計(3)		1,150	50a+200b+900e
合計((1)+(2)+(3))			8,250	400a+400b+1,350c+5,100e+1,000f

略算方法との比較

<表-2>

技術者E 換算率 (D)	換算後の 業務量 (I)×(D) <人・時間>	略算表 別表第6の2 共同住宅2類 <人・時間>
1.98	693	5,600
1.48	1,998	
1.00	3,000	
小計	5,691	
1.73	346	1,700×1.4 <sub>※</sub> = 2,380
1.00	1,200	
0.87	870	
小計	2,416	
1.98	99	1,300
1.73	346	
1.00	900	
小計	1,345	
合計	9,452	9,280

実費加算方法における直接人件費は、<表-1>のように、担当技術者の各業務量(I)に人件費単価(A)を乗じた数値の総和として算定します。

なお、「換算率」の活用と理解のために<表-2>において、各担当技術者の行う業務内容を技術者Eが行うために要する業務量（人・時間）に換算したときの数値（換算後の業務量）を算出し、略算表による業務量との比較をしています。これは、「実費加算方法による業務量」と「略算方法による業務量」の概ねの違いを検討するために「技術者E」に換算するとも言えます。当然、このときの乗じる人件費単価は技術者Eの単価となります。

また、<表-2>の構造欄において、「換算後の業務量」を使って逆算による「難易度補正係数」の検証にも活用できます。ここでは、 $2,416 \div 1,700 \approx 1.42$ ということになります。

## 設計業務委託等技術者年度別単価&lt;標準日額&gt;(国土交通省調査)経年推移

2011.7.26作成

技術者の 職種	業務経験年数 等による技術者 の区分モデル	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		建築士等の資格・業務経験等による区分
		円/日	換算率	円/日	換算率	円/日	換算率	円/日	換算率	円/日	換算率	円/日	換算率	円/日	換算率	
主任技術者	—	57,300		55,200		52,800		54,100		55,800		56,900		56,600		
理事 技師長	技術者A	53,800	2.14	53,000	2.05	51,400	1.98	51,600	1.98	52,400	2.00	52,100	1.97	51,800	1.98	一級建築士取得後18年以上、または二級建築士取得後23年以上の業務経験のあるもの、及び大学卒業後23年以上相当の能力のあるもの
主任技師	技術者B	47,700	1.90	46,300	1.79	45,800	1.76	45,900	1.77	47,100	1.80	45,900	1.73	45,300	1.73	一級建築士取得後13年以上18年未満、または二級建築士取得後18年以上23年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後18年以上相当の能力のあるもの
技師(A)	技術者C	42,100	1.68	40,100	1.55	38,300	1.47	38,300	1.47	39,300	1.50	38,900	1.47	38,900	1.48	一級建築士取得後8年以上13年未満、または二級建築士取得後13年以上18年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後13年以上相当の能力のあるもの
技師(B)	技術者D	31,300	1.25	32,100	1.24	30,300	1.17	30,500	1.17	31,300	1.19	31,300	1.18	31,600	1.21	一級建築士取得後3年以上8年未満、または二級建築士取得後8年以上13年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後8年以上相当の能力のあるもの
技師(C)	技術者E	25,100	1.00	25,900	1.00	26,000	1.00	26,000	1.00	26,200	1.00	26,500	1.00	26,200	1.00	一級建築士取得後3年未満、または二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後5年以上相当の能力のあるもの
技術員	技術者F	21,200	0.84	21,500	0.83	22,100	0.85	22,100	0.85	22,400	0.85	23,000	0.87	22,700	0.87	上記各欄に該当しないもの

※換算率とは「業務経験年数等による技術者の区分モデル」のうち「技術者E」を「1」としたときの業務能力の換算係数

例1・・・技術者Eが「技術者Bの行う業務内容(業務量:a人・日)」を行う場合に要する業務量は「 $a \text{人} \cdot \text{日} \times 1.73$ 」となる(平成23年度の換算率使用)

例2・・・技術者Bが「技術者Eの行う業務内容(業務量:b人・日)」を行う場合に要する業務量は「 $b \text{人} \cdot \text{日} \div 1.73$ 」となる(平成23年度の換算率使用)